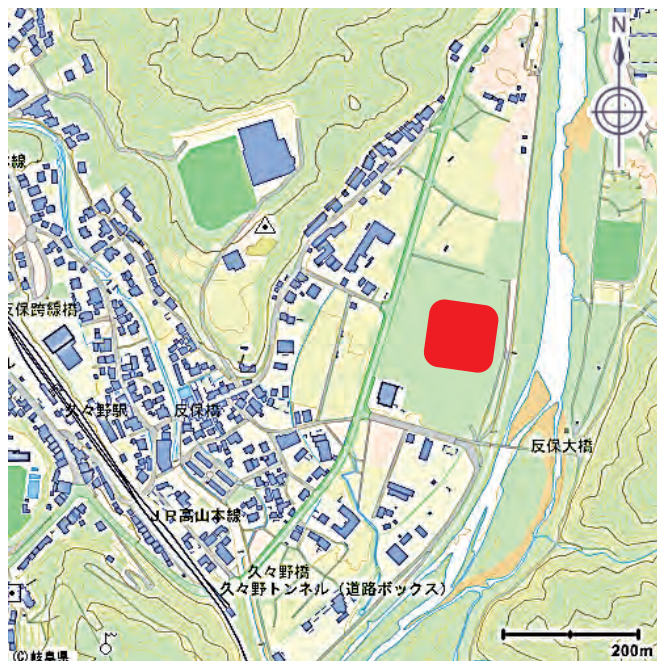


市有地を売却します



所在地：久々野町久々野字中島 2540 番 68 ほか全 6 筆
地目：宅地 学区：久々野小・久々野中

No.	面積	価格	No.	面積	価格	No.	面積	価格
1	258.41㎡	304.9万円	3	254.92㎡	300.8万円	5	217.23㎡	251.9万円
2	258.75㎡	305.3万円	4	248.29㎡	302.9万円	6	226.73㎡	258.4万円

その他の物件

所在地	地目	面積	価格(万円)
物件No.7～8 清見町三日町字島田552番6 外1区画	宅地	273.85～297.87㎡	290.2～312.7
物件No.9～11 清見町三日町字岩下1466番13 外2区画	宅地	213.08～260.37㎡	283.3～305.0
物件No.12 山田町1455番4	宅地	1,007.17㎡	2,558.2

同一区画に複数の方が申し込みがあった場合は抽選です。詳細は、市[HP]をご覧ください。

募集期間 ～5月14日(金) (持参)平日8:30～17:15
(郵送)5月14日(金)必着

受付場所 契約管財課(本庁4階)

必要書類 公募抽選参加申込書(指定様式)、誓約書(指定

様式)、住民票、印鑑登録証明書(※住民票、印鑑登録証明書は令和3年4月1日以降に発行されたもののみ有効)

抽選日 5月20日(木)10:00～※3月末時点で先約済みとなっている場合があります。

問合せ 契約管財課 ☎35-3135

市民活動を応援します

市民活動団体の活動支援や他団体・行政などの連携を図るため、市民活動団体の登録制度を設けています。また、市登録団体が実施するまちづくり活動のほか、新たに市民活動団体を設立するための助成制度を設けています。

●市民活動団体登録の主な要件

- ① 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動を行うもの(法人格を有しない団体に限る)または特定非営利活動法人である
- ② 構成員が5人以上
- ③ 主たる事務所が市内にある
- ④ 活動を行う区域が主に市内
- ⑤ 入会制限のない市民に開かれた団体 など

ながるまちづくり活動で、今年度中に実施する事業に対して対象経費の1/2以内で上限30万円を助成

申込 必要書類を5月31日(月)までに窓口

(2)協働促進事業

活動促進事業の対象事業を地域などと協働・連携して実施する事業に対して対象経費の範囲内で上限20万円を助成

申込 必要書類を窓口(随時受付)

●市民活動団体設立補助金

新たに市民活動団体を設立しようとする市民に対して対象経費の1/2以内で上限3万円を助成

申込 設立前に窓口(随時受付)

※各種申請書は協働推進課(本庁3階)や各支所窓口にあるほか、市[HP]からもダウンロードできます。

交通安全と防犯に関する助成制度を見直しました

- ・高齢運転者の急発進等抑制装置設置への助成については、県の補助制度廃止に伴い令和3年3月31日をもって廃止します。なお、国の助成制度は令和3年度も継続されます。
- ・防犯カメラの設置への助成については、県の助成制度が開始されるのに伴い令和3年3月31日をもって廃止します。

問合せ 協働推進課 ☎35-13412

大切な人権あなたも考えてみませんか?今月は「女性の人権」について詳しくはHP(広報ID1001321)